

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年4月1日
【発行者名】	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、有価証券報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものではありません。

2【訂正箇所および訂正事項】

第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2)内国投資信託受益証券の形態等

(以下略)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社（2019年4月1日より、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となります（予定）。以下、新会社名を記載します。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(以下略)

(4)発行（売出）価格

(以下略)

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

(注)委託会社に対する照会先の情報は、2019年4月1日現在（予定）のものであります（以下同じ。）。お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

(以下略)

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(6)申込単位

(以下略)

<訂正後>

(2)内国投資信託受益証券の形態等

(以下略)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(以下略)

(4)発行（売出）価格

(以下略)

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、 $3.78\%^{*}$ (税抜3.5%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

(以下略)

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

*消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

(6) 申込単位

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(以下略)

ファンドの特色

(以下略)



(以下略)



(以下略)

(2) ファンドの沿革

(以下略)

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継(予定)

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円 (2019年4月1日現在(予定))
- ・ 会社の沿革 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
(以下略)
2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更(予定)

・ 大株主の状況 (2019年4月1日現在(予定))

(以下略)

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(以下略)

ファンドの特色

(以下略)



(以下略)



(以下略)

(2) ファンドの沿革

(以下略)

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円 (2019年4月1日現在)
- ・ 会社の沿革 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
(以下略)
2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況 (2019年4月1日現在)

(以下略)

2 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2) 投資対象

(以下略)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

(以下略)

投資信託証券の概要は、2018年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。
--

(以下略)

(3)運用体制

(以下略)

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制は、2019年4月1日現在(予定)のものです。

(4)分配方針

(以下略)

<訂正後>

(2)投資対象

(以下略)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

(以下略)

投資信託証券の概要は、2019年1月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。
--

(以下略)

(3)運用体制

(以下略)

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)分配方針

(以下略)

[次へ](#)

3 投資リスク

< リスクの管理体制 >

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。（2019年4月1日現在（予定））

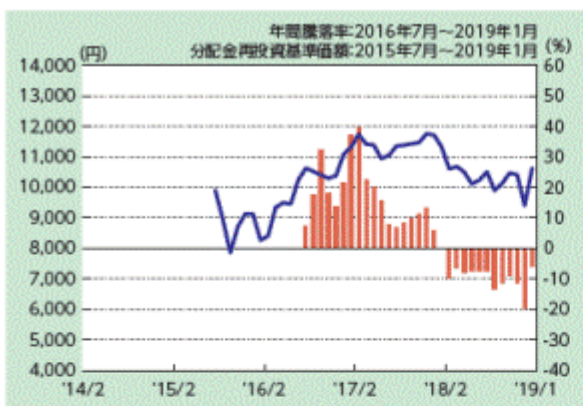
< 訂正後 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

< 参考情報 >

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

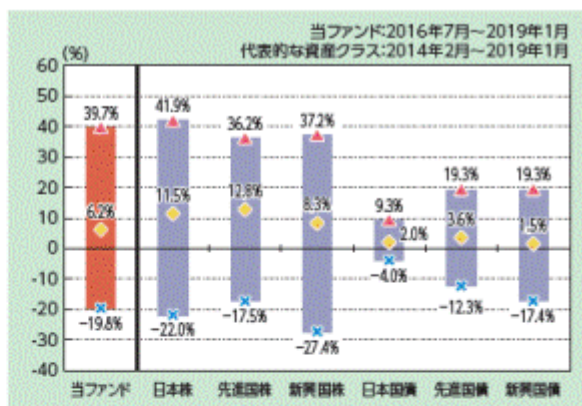


■ 年間騰落率(右目盛) — 分配金再投資基準価額(左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご注意ください。

< 各資産クラスの指数について >

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

（以下略）

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2) 換金（解約）手数料

（以下略）

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.215%（税抜1.125%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

（以下略）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.755%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.97%（税込）程度です。

（以下略）

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（以下略）

(4) その他の手数料等

（以下略）

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年1月、7月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

(5) 課税上の取扱い

（以下略）

* 上記の内容は2018年7月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

（以下略）

< 訂正後 >

(1) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%^{*}（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

（以下略）

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

*消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

(2)換金（解約）手数料

（以下略）

(3)信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.215%^{*1}（税抜1.125%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

（以下略）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.755%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.97%^{*2}（税込）程度です。

（以下略）

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

*1 消費税率が10%になった場合は、年率1.2375%となります。

*2 消費税率が10%になった場合は、年率1.9925%となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（以下略）

(4)その他の手数料等

（以下略）

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%^{*}（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年1月、7月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

*消費税率が10%になった場合は、年率0.01045%となります。

解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

(5)課税上の取扱い

（以下略）

*上記の内容は2019年1月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

（以下略）

[前へ](#) [次へ](#)

5 運用状況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

(1) 投資状況

（2019年1月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （マネー・マネジメント・マザーファンド）	日本	698,811	0.17%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	390,719,424	95.36%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,318,964	4.47%
純資産総額		409,737,199	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2019年1月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	US REIT Fund Quartet Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	876,838,925	0.4012	0.4456	-	95.36%
			-	351,818,294	390,719,424	-	
2	マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	699,301	0.9992	0.9993	-	0.17%
			-	698,811	698,811	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	95.36%
親投資信託受益証券	0.17%
合計	95.53%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

（2019年1月末現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2019年1月末現在）

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2015年7月7日）	700	-	1.0000	-
第1特定期間末 （2016年1月4日）	613	672	0.8137	0.8937
第2特定期間末 （2016年7月4日）	656	733	0.8260	0.9260
第3特定期間末 （2017年1月4日）	725	802	0.8061	0.8961
第4特定期間末 （2017年7月4日）	732	819	0.7094	0.7994
第5特定期間末 （2018年1月4日）	666	758	0.6559	0.7459
2018年1月末日	686	-	0.6312	-
2018年2月末日	580	-	0.5817	-
2018年3月末日	571	-	0.5757	-
2018年4月末日	478	-	0.5561	-
2018年5月末日	454	-	0.5257	-
2018年6月末日	450	-	0.5222	-
第6特定期間末 （2018年7月4日）	442	499	0.5084	0.5684

2018年7月末日	452	-	0.5257	-
2018年8月末日	418	-	0.4859	-
2018年9月末日	415	-	0.4869	-
2018年10月末日	425	-	0.4935	-
2018年11月末日	417	-	0.4841	-
2018年12月末日	368	-	0.4307	-
第7特定期間末 (2019年1月4日)	363	407	0.4239	0.4749
2019年1月末日	409	-	0.4791	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(2015年7月7日~2016年1月4日)	0.0800
第2特定期間(2016年1月5日~2016年7月4日)	0.1000
第3特定期間(2016年7月5日~2017年1月4日)	0.0900
第4特定期間(2017年1月5日~2017年7月4日)	0.0900
第5特定期間(2017年7月5日~2018年1月4日)	0.0900
第6特定期間(2018年1月5日~2018年7月4日)	0.0600
第7特定期間(2018年7月5日~2019年1月4日)	0.0510

収益率の推移

期間	収益率
第1特定期間(2015年7月7日~2016年1月4日)	10.6%
第2特定期間(2016年1月5日~2016年7月4日)	13.8%
第3特定期間(2016年7月5日~2017年1月4日)	8.5%
第4特定期間(2017年1月5日~2017年7月4日)	0.8%
第5特定期間(2017年7月5日~2018年1月4日)	5.1%
第6特定期間(2018年1月5日~2018年7月4日)	13.3%
第7特定期間(2018年7月5日~2019年1月4日)	6.6%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(2015年7月7日~2016年1月4日)	779,834,402	25,870,895
第2特定期間(2016年1月5日~2016年7月4日)	72,093,962	31,378,738
第3特定期間(2016年7月5日~2017年1月4日)	361,170,801	256,290,428
第4特定期間(2017年1月5日~2017年7月4日)	331,445,036	198,720,208
第5特定期間(2017年7月5日~2018年1月4日)	203,240,482	220,023,126
第6特定期間(2018年1月5日~2018年7月4日)	168,740,062	313,648,470
第7特定期間(2018年7月5日~2019年1月4日)	20,149,669	33,997,167

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(2019年1月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
特殊債券	日本	28,080,960	74.51%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		9,605,255	25.49%
純資産総額		37,686,215	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年1月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	7 政保原賠・廃炉 日本	特殊債券 -	10,000,000	100.05 10,005,400	100.04 10,004,520	0.0010 2019/06/21	26.55%
2	80 政保道路機構 日本	特殊債券 -	6,000,000	101.18 6,070,800	100.53 6,031,824	1.5000 2019/05/31	16.01%
3	77 政保道路機構 日本	特殊債券 -	6,000,000	100.86 6,051,966	100.17 6,010,686	1.3000 2019/03/19	15.95%
4	85 政保道路機構	特殊債券	4,000,000	101.44	100.76	1.4000	10.70%

	日本	-		4,057,840	4,030,572	2019/07/31	
5	6 政保地方公営機	特殊債券	2,000,000	100.34	100.16	1.3000	5.32%
	日本	-		2,006,800	2,003,358	2019/03/15	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	74.51%
合計	74.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2019年1月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2019年1月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)



主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
US REIT Fund Quartet Class A	95.4%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.2%

* 投資比率は純資産総額対比

■ 参考情報(上位10銘柄)

USリート・ファンド カルテットクラスA

	投資銘柄	業種	投資比率
1	Prologis, Inc.	工業用不動産投資信託	7.6%
2	AvalonBay Communities, Inc.	住宅用不動産投資信託	6.4%
3	Simon Property Group, Inc.	店舗用不動産投資信託	5.8%
4	Welltower, Inc.	ヘルスケア不動産投資信託	5.2%
5	Essex Property Trust, Inc.	住宅用不動産投資信託	4.6%
6	Equinix, Inc.	専門不動産投資信託	4.5%
7	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	オフィス不動産投資信託	4.3%
8	Invitation Homes, Inc.	住宅用不動産投資信託	4.2%
9	Regency Centers Corporation	店舗用不動産投資信託	4.0%
10	Apartment Investment and Management Company Class A	住宅用不動産投資信託	3.4%

* 投資比率はUSリート・ファンド カルテットクラスAの純資産総額対比

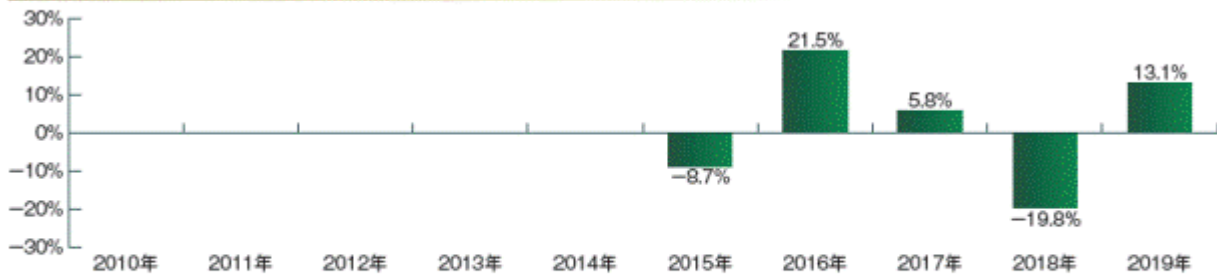
マネー・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	7 政保原賠・廃炉	特殊債券	26.5%
2	80 政保道路機構	特殊債券	16.0%
3	77 政保道路機構	特殊債券	15.9%
4	85 政保道路機構	特殊債券	10.7%
5	6 政保地方公営機	特殊債券	5.3%

* 投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比



年間収益率の推移



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2015年は当初設定日(2015年7月7日)から年末までの収益率、2019年は1月末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

* ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

[前へ](#)

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)その他

(以下略)

公告(2019年4月1日現在(予定))

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

(以下略)

<訂正後>

(5)その他

(以下略)

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年7月5日から平成31年1月4日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

[次へ](#)

1 財務諸表

米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）

(1) 貸借対照表

区分	前期 平成30年7月4日現在 金額（円）	当期 平成31年1月4日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,943,821	20,429,615
投資信託受益証券	425,164,022	349,900,143
親投資信託受益証券	699,021	698,811
未収入金	381,884	-
流動資産合計	453,188,748	371,028,569
資産合計	453,188,748	371,028,569
負債の部		
流動負債		
未払金	984,203	-
未払収益分配金	8,705,928	5,997,217
未払解約金	402,482	1,423,966
未払受託者報酬	9,989	8,984
未払委託者報酬	439,749	395,627
その他未払費用	27,999	22,185
流動負債合計	10,570,350	7,847,979
負債合計	10,570,350	7,847,979
純資産の部		
元本等		
元本	870,592,880	856,745,382
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	427,974,482	493,564,792
（分配準備積立金）	38,306	4,330,156
元本等合計	442,618,398	363,180,590
純資産合計	442,618,398	363,180,590
負債純資産合計	453,188,748	371,028,569

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	前期 自 平成30年1月5日 至 平成30年7月4日 金額（円）	当期 自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日 金額（円）
営業収益		
受取配当金	18,292,327	47,123,074
受取利息	-	68
有価証券売買等損益	107,627,853	73,476,590
営業収益合計	89,335,526	26,353,448
営業費用		

支払利息	8,160	5,223
受託者報酬	73,276	57,327
委託者報酬	3,226,317	2,524,713
その他費用	28,959	23,052
営業費用合計	3,336,712	2,610,315
営業利益又は営業損失()	92,672,238	28,963,763
経常利益又は経常損失()	92,672,238	28,963,763
当期純利益又は当期純損失()	92,672,238	28,963,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,958,135	361,463
期首剰余金又は期首欠損金()	349,459,229	427,974,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	127,611,849	17,036,510
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	127,611,849	17,036,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,276,527	10,197,369
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,276,527	10,197,369
分配金	57,136,472	43,827,151
期末剰余金又は期末欠損金()	427,974,482	493,564,792

[次へ](#)

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成30年7月4日現在	平成31年1月4日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,015,501,288円	870,592,880円
期中追加設定元本額	168,740,062円	20,149,669円
期中一部解約元本額	313,648,470円	33,997,167円
2. 受益権の総数	870,592,880口	856,745,382口
3. 元本の欠損	427,974,482円	493,564,792円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																																																
	自 平成30年1月5日 至 平成30年7月4日	自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日																																																															
<p>分配金の計算過程</p> <p>第31期計算期間末（平成30年2月5日）に、投資信託約款に基づき計算した121,749,287円（1万口当たり1,090.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い111,168,032円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>2,599,136円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>119,040,790円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>109,361円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>121,749,287円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(1,090.16円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>11,168,032円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(100円)</td> </tr> </table> <p>第32期計算期間末（平成30年3月5日）に、投資信託約款に基づき計算した102,387,229円（1万口当たり1,017.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い110,065,488円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>2,682,404円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>99,662,480円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>42,345円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>102,387,229円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(1,017.21円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>10,065,488円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(100円)</td> </tr> </table>	配当等収益 （費用控除後）	2,599,136円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	119,040,790円	分配準備積立金	109,361円	分配可能額	121,749,287円	（1万口当たり分配可能額）	(1,090.16円)	収益分配金	11,168,032円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)	配当等収益 （費用控除後）	2,682,404円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	99,662,480円	分配準備積立金	42,345円	分配可能額	102,387,229円	（1万口当たり分配可能額）	(1,017.21円)	収益分配金	10,065,488円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)	<p>分配金の計算過程</p> <p>第37期計算期間末（平成30年8月6日）に、投資信託約款に基づき計算した61,797,478円（1万口当たり718.00円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,606,837円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>7,731,695円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>54,018,051円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>47,732円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>61,797,478円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(718.00円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>8,606,837円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(100円)</td> </tr> </table> <p>第38期計算期間末（平成30年9月4日）に、投資信託約款に基づき計算した60,426,877円（1万口当たり704.39円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,578,662円（1万口当たり100円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>7,405,906円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>52,900,858円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>120,113円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>60,426,877円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(704.39円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>8,578,662円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(100円)</td> </tr> </table>	配当等収益 （費用控除後）	7,731,695円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	54,018,051円	分配準備積立金	47,732円	分配可能額	61,797,478円	（1万口当たり分配可能額）	(718.00円)	収益分配金	8,606,837円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)	配当等収益 （費用控除後）	7,405,906円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	52,900,858円	分配準備積立金	120,113円	分配可能額	60,426,877円	（1万口当たり分配可能額）	(704.39円)	収益分配金	8,578,662円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)
配当等収益 （費用控除後）	2,599,136円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	119,040,790円																																																																
分配準備積立金	109,361円																																																																
分配可能額	121,749,287円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	(1,090.16円)																																																																
収益分配金	11,168,032円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																																																
配当等収益 （費用控除後）	2,682,404円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	99,662,480円																																																																
分配準備積立金	42,345円																																																																
分配可能額	102,387,229円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	(1,017.21円)																																																																
収益分配金	10,065,488円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																																																
配当等収益 （費用控除後）	7,731,695円																																																																
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																																
収益調整金	54,018,051円																																																																
分配準備積立金	47,732円																																																																
分配可能額	61,797,478円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	(718.00円)																																																																
収益分配金	8,606,837円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																																																
配当等収益 （費用控除後）	7,405,906円																																																																
有価証券売買等損益	0円																																																																
収益調整金	52,900,858円																																																																
分配準備積立金	120,113円																																																																
分配可能額	60,426,877円																																																																
（1万口当たり分配可能額）	(704.39円)																																																																
収益分配金	8,578,662円																																																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																																																

第33期計算期間末（平成30年4月4日）に、投資信託約款に基づき計算した94,305,492円（1万口当たり948.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い19,947,672円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,056,449円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	91,242,049円
分配準備積立金	6,994円
分配可能額	94,305,492円
（1万口当たり分配可能額）	(948.02円)
収益分配金	9,947,672円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第34期計算期間末（平成30年5月7日）に、投資信託約款に基づき計算した75,306,320円（1万口当たり876.01円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,596,494円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,400,736円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	72,831,060円
分配準備積立金	74,524円
分配可能額	75,306,320円
（1万口当たり分配可能額）	(876.01円)
収益分配金	8,596,494円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第35期計算期間末（平成30年6月4日）に、投資信託約款に基づき計算した69,414,896円（1万口当たり802.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,652,858円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,265,971円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	67,079,462円
分配準備積立金	69,463円
分配可能額	69,414,896円
（1万口当たり分配可能額）	(802.22円)
収益分配金	8,652,858円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第36期計算期間末（平成30年7月4日）に、投資信託約款に基づき計算した63,374,853円（1万口当たり727.95円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,705,928円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,214,096円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	61,073,006円
分配準備積立金	87,751円
分配可能額	63,374,853円
（1万口当たり分配可能額）	(727.95円)
収益分配金	8,705,928円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第39期計算期間末（平成30年10月4日）に、投資信託約款に基づき計算した59,461,236円（1万口当たり693.07円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,579,342円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,567,956円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	51,824,706円
分配準備積立金	68,574円
分配可能額	59,461,236円
（1万口当たり分配可能額）	(693.07円)
収益分配金	8,579,342円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第40期計算期間末（平成30年11月5日）に、投資信託約款に基づき計算した58,524,609円（1万口当たり678.82円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,035,098円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,364,129円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	51,072,741円
分配準備積立金	87,739円
分配可能額	58,524,609円
（1万口当たり分配可能額）	(678.82円)
収益分配金	6,035,098円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第41期計算期間末（平成30年12月4日）に、投資信託約款に基づき計算した59,973,594円（1万口当たり696.21円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い16,029,995円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,522,671円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	51,037,804円
分配準備積立金	1,413,119円
分配可能額	59,973,594円
（1万口当たり分配可能額）	(696.21円)
収益分配金	6,029,995円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

第42期計算期間末（平成31年1月4日）に、投資信託約款に基づき計算した61,095,931円（1万口当たり713.12円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い15,997,217円（1万口当たり70円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,437,841円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	50,768,558円
分配準備積立金	2,889,532円
分配可能額	61,095,931円
（1万口当たり分配可能額）	(713.12円)
収益分配金	5,997,217円
（1万口当たり収益分配金）	(70円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成31年1月4日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期（平成30年7月4日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	1,779,972
合計	1,779,972

当期（平成31年1月4日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	70
投資信託受益証券	54,611,941
合計	54,612,011

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成30年7月4日現在）

該当事項はありません。

当期（平成31年1月4日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自平成30年7月5日至平成31年1月4日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成30年7月4日現在	当期 平成31年1月4日現在
1口当たり純資産額 0.5084円 「1口 = 1円(10,000口 = 5,084円)」	1口当たり純資産額 0.4239円 「1口 = 1円(10,000口 = 4,239円)」

(4) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	US REIT Fund Quartet Class A	873,658,286	349,900,143	
	親投資信託 受益証券	マネー・マネジメント・マザー ファンド	699,301	698,811	
	合計	2銘柄	874,357,587	350,598,954	

[前へ](#) [次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	平成30年7月4日現在 金額（円）	平成31年1月4日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,854,835	10,083,934
特殊債券	35,122,566	28,100,872
未収利息	148,647	92,396
前払費用	102,612	17,281
流動資産合計	49,228,660	38,294,483
資産合計	49,228,660	38,294,483
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,000
その他未払費用	246	406
流動負債合計	246	5,406
負債合計	246	5,406
純資産の部		
元本等		
元本	49,249,819	38,314,641
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	21,405	25,564
元本等合計	49,228,414	38,289,077
純資産合計	49,228,414	38,289,077
負債純資産合計	49,228,660	38,294,483

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年7月4日現在	平成31年1月4日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	50,129,120円	49,249,819円
期中追加設定元本額	134,545円	260,183円
期中一部解約元本額	1,013,846円	11,195,361円
元本の内訳		
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円	-
タフ・アメリカ（マネーパールファンド）	7,837,009円	5,884,376円
米国小型株ツイン（毎月分配型）	552,681円	552,681円
米国小型株ツイン（資産成長型）	71,698円	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円	1,998,801円
欧州株ツイン（毎月分配型）	13,111円	13,111円
欧州株ツイン（資産成長型）	96円	96円
NBマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワSMA専用）	2,699,766円	1,298,925円
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）- 予想分配金提示型 -	20,915円	20,915円
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）- 予想分配金提示型 -	9,993円	9,993円
米国リバーサル戦略ツイン ネオ（毎月分配型）	26,385,980円	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円	699,301円
NBマルチ戦略ファンド	9,989円	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）	9,990円	9,990円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
合計	49,249,819円	38,314,641円
2. 受益権の総数	49,249,819口	38,314,641口
3. 元本の欠損	21,405円	25,564円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年7月5日 至 平成31年1月4日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成31年1月4日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成30年7月4日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額 (円)
特 殊 債 券	157,814
合 計	157,814

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年7月26日から平成30年7月4日まで）を指しております。

(平成31年1月4日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額 (円)
特 殊 債 券	91,934
合 計	91,934

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から平成31年1月4日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成30年7月4日現在)

該当事項はありません。

(平成31年1月4日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成30年7月5日 至 平成31年1月4日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成30年7月4日現在	平成31年1月4日現在
1口当たり純資産額 0.9996円 「1口 = 1円 (10,000口 = 9,996円)」	1口当たり純資産額 0.9993円 「1口 = 1円 (10,000口 = 9,993円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	7 政保原賠・廃炉	10,000,000	10,005,200	
	特殊債券	77 政保道路機構	6,000,000	6,016,800	
	特殊債券	80 政保道路機構	6,000,000	6,039,090	
	特殊債券	85 政保道路機構	4,000,000	4,034,396	
	特殊債券	6 政保地方公営機	2,000,000	2,005,386	
	合計	5 銘柄	28,000,000	28,100,872	

[前へ](#) [次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、「US REIT Fund Quartet Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、当該受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

当ファンドは、2018年3月31日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「包括利益計算書」及び「財務諸表に関する注記」は、「US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)」にかかる2018年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表

	2018年3月31日現在	2017年3月31日現在
	(単位：円)	(単位：円)
資産		
金融資産（公正価値）	551,039,961	686,149,564
現金及び現金同等物	2,390,478	5,160,553
未収金：		
有価証券売却分	13,066,429	9,371,628
配当金	1,339,478	1,562,604
受益証券発行	-	3,733,506
資産 計	567,836,346	705,977,855
負債		
金融負債（公正価値）	8,293,685	1,709,965
未払金：		
受益証券償還	12,298,002	13,325,639
カストディ・フィー	2,709,815	1,762,528
管理会社報酬	1,115,723	747,666
仲介手数料	292,964	350,951
投資顧問報酬	232,961	312,013
有価証券購入分	191,546	-
名義書換代理人報酬	125,713	140,324
受託会社報酬	61,369	757,885
負債 計	25,321,778	19,106,971
純資産（償還請求権付き受益証券の受益者に帰属する資産額）		
ユニット元本	943,298,986	1,015,895,500
累積損失	(400,784,418)	(329,024,616)
純資産 計	542,514,568	686,870,884
純資産及び負債 計	567,836,346	705,977,855

包括利益計算書

2018年3月31日に 終了した年度	2017年3月31日に 終了した年度
(単位：円)	(単位：円)

収益

受取配当金	22,421,124	22,457,812
受取利息	46,649	18,324
金融資産及び金融負債にかかる実現益	20,607,767	136,065,856
外国為替取引にかかる実現（損）益	905,380	(439,393)
金融資産及び金融負債にかかる未実現損の変動額	(46,876,314)	(4,994,688)
外国為替換算にかかる未実現損の変動額	(36,404)	(28,815)
(損)益計	(2,931,798)	153,079,096

費用

カストディ・フィー	9,250,824	8,766,621
管理会社報酬	4,434,033	3,977,360
投資顧問報酬	3,406,326	3,335,094
仲介手数料	1,322,851	1,295,187
受託会社報酬	1,094,699	1,156,879
名義書換代理人報酬	493,579	227,634
取引費用	354,681	433,301
登録費用	39,943	48,138
支払利息	652	-
費用計	20,397,588	19,240,214

運用(損)益計

(23,329,386)	133,838,882
---------------------	--------------------

源泉徴収税

(6,726,349)	(6,737,351)
-------------	-------------

包括(損)益(償還請求権付き受益証券の受益者に帰属する純資産の増減)

(30,055,735)	127,101,531
---------------------	--------------------

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記(抜粋)

2018年3月31日現在

重要な会計方針

本財務諸表を作成するにあたり適用された主要な会計方針は以下のとおりである。特に記載のない限り、かかる方針は表示されたすべての期間において一貫して適用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。IFRSに準拠した財務諸表の作成には一定の重要な会計上の見積りの使用が求められ、受託会社及び運用会社がシリーズ・トラストの会計方針を適用する過程において判断を行うことが要求される。実際の結果はかかる見積りと異なる場合がある。

シリーズ・トラストは、投資会社(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号(2012年)の改訂版)('改訂')を適用している。運用会社はシリーズ・トラストが投資会社の定義に当てはまると判断した。

IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂では、投資会社が投資会社の要件を満たす限りにおいて第三者に投資関連サービスを提供してもよい。たとえ、当該活動が同投資会社にとって十分大きいとしてもと明確にしている。同改訂は、2016年1月1日以降に開始する年度において適用される。初期評価において、シリーズ・トラストが子会社を有していないことを理由として、同改訂がシリーズ・トラストに重要な影響を及ぼさないとされた。

2018年3月31日に終了する年度に公表されているものの未発効の新たな基準、改訂及び解釈指針で早期適用されていないもの

いくつかの新基準、改訂基準は2017年4月1日以降に開始する年度において発効し、早期適用が認められる。しかし、シリーズ・トラストは、本財務諸表を作成するにあたり、新基準、改訂基準の早期適用を行っていない。シリーズ・トラストに関連する可能性のある一つの新基準は、以下に説明するIFRS第9号「財務諸表」である。2014年7月に公表されたIFRS第9号は、既存のIAS第39号「金融商品」のガイダンスを置き換える。

※ **認識及び測定**：IFRS第9号は、金融商品の分類ならびに測定に関する修正ガイダンス、金融資産の減損を算出するための新たな予想信用損失モデル、及び新たな一般ヘッジ会計要件が盛り込まれている。さらに、IFRS第9号は、金融商品の認識及び認識の中止についてのガイダンスを、IAS第39号から継承している。IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する年度において発効し、早期適用が可能である。

※ **金融資産と金融負債の分類**：IFRS第9号は、金融資産のカテゴリーとして主要な3種を規定、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)、及び純損益を通じた公正価値(FVTPL)、である。一般にIFRS第9号の分類は、金融資産の事業モデル、金融資産の契約上のキャッシュ・フローに基づいている。同基準により、既存のIAS第39号の満期保有投資、貸付金及び債権、売却可能金融資産というカテゴリーは廃止された。

IFRS第9号では、主契約が基準の適用範囲に含まれる金融資産であるデリバティブの分離を認めない。その代わりに、混合型商品全体が、分類のために査定される。金融負債の分類について、IFRS第9号は、IAS第39号の既存の要件を大部分引き継いだ。

しかし、IAS第39号においては、公正価値オプションに指定された負債の公正価値の変動はすべて利益又は損失として認識されるが、IFRS第9号においては、公正価値の変動は、一般的には以下のように表示される。

※ 負債の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益(OCI)に表示される。

※ 公正価値の変動の残余は、損益として表示される。

シリーズ・トラストの初期評価によれば、同基準がシリーズ・トラストの金融資産及び金融負債の分類に重大な影響を及ぼすと想定されない。理由は以下のとおり。

※ IAS第39号において、売買目的で保有と分類される金融商品は、IFRS第9号においても、引き続き同一に分類される。

※ IAS第39号において、現在、FVTPLにより測定されるその他の金融商品は、文書による投資戦略に従い公正価値で管理されるため、売買目的の保有に分類される。したがって、IFRS第9号において、当該金融商品はFVTPLにより測定されなければならない。

※ 現在、償却原価により測定される金融商品は、現金及び現金同等物、他のすべての資産及び負債(有価証券売却、配当金、受益証券発行にかかる未収金、そして受益証券償還、カストディ・フィー、管理会社報酬、仲介手数料、投資顧問報酬、有価証券購入、名義書換代理人報酬、受託会社報酬にかかる未払金などが含まれる)である。当該金融商品は、SPPI要件を満たし、回収目的の事業モデルとして保有される。したがって、IFRS第9号においても、引き続き償却原価で測定される。

金融商品の減損：IFRS第9号は、IAS第39号における「発生損失」モデルを、「予想信用損失」モデルで置き換えている。新たな減損モデルは、また、貸出コミットメント及び金融保証契約へ適用されるが、株式投資には適用されない。IFRS第9号において、信用損失は、IAS第39号よりも早期に認識される。シリーズ・トラストの初期評価によれば、減損モデルの変更は、シリーズ・トラストの金融資産へ重大な影響を与えることはない想定されている。理由は以下のとおりである。

※ 過半の金融資産は、FVTPLにより測定されており、当該資産には減損要件は適用されない。

※ 償却原価による金融資産は、短期(12カ月以下)であり、信用度は高く、及び/又は担保率は高い。したがって、当該資産の信用損失は小規模と想定される。

ヘッジ会計：シリーズ・トラストはヘッジ会計を適用しない。ゆえに、IFRS第9号のヘッジ会計に関する変更は、シリーズ・トラストの財務諸表に影響を及ぼさない。

シリーズ・トラストに重要な影響を及ぼすと想定される未発効のその他の基準、解釈指針又は既存の基準の改訂はない。

1 現金及び現金同等物

シリーズ・トラストはすべての現金、外貨及び当初の満期が3ヶ月以内の短期性預金を現金及び現金同等物としてみなしている。

2017年3月31日及び2018年3月31日現在でシリーズ・トラストが保有する現金及び現金同等物の残高は以下のとおりである。

	2018年	2017年
現金	1,993円	3,400円
定期預金	2,388,485円	5,157,153円
—	2,390,478円	5,160,553円

2 金融資産及び金融負債

(A) 分類

シリーズ・トラストは金融資産及び金融負債を次のカテゴリーに分類している。

公正価値で測定される金融資産

- ・公正価値で測定されるものに指定：有価証券投資

公正価値で測定される金融資産は以下のとおり。

	2018年（公正価値）	2018年（取得原価）
有価証券	551,039,961円	577,116,587円
	2017年（公正価値）	2017年（取得原価）
有価証券	686,149,564円	671,442,190円

償却原価で計上される金融資産

- ・貸付金及び未収金：現金及び現金同等物、有価証券売却、受益証券発行、配当金にかかる未収金

公正価値で測定される金融負債

- ・売買目的：ストラクチャード・スワップ

公正価値で測定される金融負債は以下のとおり。

	2018年（公正価値）	2018年（取得原価）
ストラクチャード・スワップ	8,293,685円	(1,482,694)円
	2017年（公正価値）	2017年（取得原価）
ストラクチャード・スワップ	1,709,965円	(1,974,100)円

償却原価で計上される金融負債

- ・その他の負債：受益証券償還、カストディ・フィー、管理会社報酬、仲介手数料、投資顧問報酬、有価証券購入、名義書換代理人報酬、受託会社報酬にかかる未払金

金融商品は以下の場合に売買目的に分類される。

- ・主として、短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか、又は発生した。
- ・当初認識において、まとめて管理され、かつ最近における実際の短期的な利益確定のパターンの裏付けのあるポートフォリオの一部である。
- ・デリバティブである。ただし指定され、かつ有効であるヘッジ手段であるものを除く。

支払額が固定されている、あるいは決定可能な非デリバティブ金融資産は、貸付金及び未収金に分類される。ただし、活発な市場において公表価格があるもの、あるいは信用リスクの悪化以外の理由により、保有者が実質的にすべての初期投資を回収できない可能性のある資産である場合を除く。

(B) 認識 / 認識の中止

シリーズ・トラストは、金融資産及び金融負債を当該金融商品の契約条項の当事者になった日において認識する。通常の売買は約定日、すなわちシリーズ・トラストが有価証券を購入又は売却することを確約した日において認識する。金融商品からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した時点、あるいはシリーズ・トラストが所有にかかるリスクと経済価値を実質的にすべて移転した時点で、金融資産の認識を中止する。

(C) 測定

公正価値で測定される金融資産及び金融負債は、公正価値で当初認識及び事後測定される。当初認識後に、公正価値で測定されるすべての金融資産及び金融負債は公正価値で測定される。「公正価値で測定される金融資産及び金融負債」カテゴ

リーの公正価値の変動から生じる収益又は損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。金融商品の売却時の実現損益は、先入先出法に基づき算出される。

公正価値で測定されない金融資産及び金融負債は、実効金利法に基づく償却原価から減損損失がある場合はそれを控除した金額で計上される。当該金融商品の短期/即時の特性により、当該金額は公正価値に近似すると考えられる。

(D) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（上場市場で取引されるデリバティブ及び売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の市場取引の終値に基づく。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受領するであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値にはその不履行リスクが反映される。市場公表価格を容易に入手できない有価証券又はその他の資産は、受託会社が運用会社の助言を得て採用した手続きに従って誠実に決定した公正価値で測定される。結果として生じる未実現損益の増減は包括利益計算書に反映される。

ストラクチャード・スワップへの投資：

受託会社は、シリーズ・トラストの受託会社として、ストラクチャード・スワップ取引相手と、シリーズ・トラストの口座に対するオーバーレイのパフォーマンスと連動したストラクチャード・スワップ契約を締結した。ストラクチャード・スワップの約定日は2015年7月7日（「約定日」）であり、ストラクチャード・スワップは米ドル建てのストラクチャーである（ストラクチャード・スワップ取引相手の裁量によって延長される場合がある。）。

公正価値は、株式オプション・オーバーレイ、為替オプション・オーバーレイ並びに為替先渡取引のパフォーマンスを参照して算出される。ストラクチャード・スワップの価額は、これらオーバーレイの公正価値に基づく。

上場有価証券への投資：

公正価値は、貸借対照表日付における公認の証券取引所での公表市場価格に基づくか、あるいは証券取引所で取引されていない商品の場合は著名なブローカー/取引相手から入手し、将来の見積り売却コストは控除しない。

3 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済する意図あるいは資産の売却と負債の清算を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、貸借対照表において純額で表示される。2017年3月31日現在及び2018年3月31日現在、金融商品相殺の基準に見合う金融資産、金融負債はなく、ゆえに財務諸表に相殺の項目はなかった。

4 有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金

有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金は、貸借対照表日付において約定済みであるが決済されていない取引を表している。当該金額は、公正価値で当初認識及び事後測定され、有価証券売却にかかる未収金については減損引当金を控除する。減損損失引当金は、シリーズ・トラストが有価証券売却にかかる未収金を全額回収できないという客観的証拠がある場合に設定される。取引相手の著しい経営不振、取引相手が破産又はその他の財務再建に陥る可能性、あるいは支払い不履行は、有価証券売却にかかる未収金の減損を示す兆候とみなされる。

5 費用

費用は発生主義で包括利益計算書に認識される。

6 外貨換算

(A) 機能及び表示通貨

シリーズ・トラストのパフォーマンスは円建てで測定され投資家に報告される。受託会社は日本円が裏付け資産の取引、事象、状況の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると思慮する。財務諸表は、シリーズ・トラストの機能通貨及び表示通貨である日本円で表示されている。

(B) 取引及び残高

外貨建ての金融資産及び金融負債は評価日において日本円に換算される。外貨建ての金融資産及び金融負債の売買、受益証券の発行及び償還、並びに外貨建ての収益及び費用項目は取引日において日本円に換算される。

公正価値で測定される金融資産及び金融負債にかかる為替レートの変動から生じる、計上された実現及び未実現の為替差損益は、包括利益計算書の金融資産及び金融負債にかかる実現損益、金融資産及び金融負債にかかる未実現損益の変動額に含まれる。

為替取引、外貨換算にかかる実現及び未実現の増価/減価は、包括利益計算書に別途開示される。

7 分配

シリーズ・トラストは、受益者に対して毎月分配金を支払うことを現在の方針としている。すべての分配金は、かかる分配金に義務付けられる源泉徴収税又はその他の支払うべき税を控除して支払われる。すべての分配金は、受益者に対して実際に支払われる代わりに、同一クラスの受益証券の追加購入に充てられる。

分配日に支払われる分配金は、他の要因の中でも特に毎月の受益証券当たりのキャピタル・ゲインの見積りに応じて、運用会社の単独の裁量によって決定される。運用会社は、適切であると判断される状況においては、当該受益証券のある月の分配金の支払いを実施しないことを選択する場合がある。運用会社がかかる選択を行う状況には、かかる選択を行うことが妥当であると単独の裁量によって運用会社が判断するほどに受益証券の前月のパフォーマンスがマイナスであった、又はアンダーパフォームであった場合等があるがそれに限定されない。

2017年3月31日及び2018年3月31日に終了した年度において公表され支払われた分配金は以下のとおりである。

	2018年合計	2017年合計
カルテット クラスAユニット	41,704,067円	201,521,346円

8 受益証券償還

シリーズ・トラストは、償還請求権付き受益証券を有している。受益者は買戻日に受託会社に対し償還請求が可能である。シリーズ・トラストはIAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従って、プッタブル商品を負債に分類している。同改訂では金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品は、特定の厳密な要件を満たした場合には資本に分類することが要求されている。かかる要件には以下が含まれる。

- ㊦ プッタブル商品が純資産の持分に比例する権利を受益者に与えていること
- ㊦ プッタブル商品は最劣後のクラスであり、クラス特性が同一であること
- ㊦ 金融商品を買戻す発行者の義務を除き、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと
- ㊦ 存続期間におけるプッタブル商品からの予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に発行者の損益に基づいていること

2017年3月31日現在及び2018年3月31日時点におけるシリーズ・トラストの償還請求権付き受益証券は、上記の要件を満たしていることから、資本に分類される。

償還請求権付き受益証券は、シリーズ・トラストの純資産の持分と等価の現金を対価に、いつでもシリーズ・トラストに償還を請求することが可能である。

償還請求権付き受益証券は、貸借対照表日付において受益者がシリーズ・トラストに対して受益証券の償還請求権を行使した場合に支払うべき償還金額で計上される。

償還可請求権付き受益証券は、発行時又は償還時の受益証券当たりのシリーズ・トラストの純資産に基づいて発行又は償還される。受益証券当たりのシリーズ・トラストの純資産は、償還請求権付き受益証券の各クラスの受益者に帰属する純資産を償還請求権付き受益証券の発行済総数で除して算出される。

9 賠償

受託会社及び運用会社は、シリーズ・トラストに代わってさまざまな賠償を含む契約を締結する。これらの契約におけるシリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、シリーズ・トラストはこれらの契約に基づく損失の請求を過去に受けたことはなく、損失リスクの可能性は低いと見込んでいる。

10 受益証券発行にかかる未収金及び受益証券償還にかかる未払金

受益証券発行にかかる未収金は、貸借対照表日付における未収の発行金額である。受益証券償還にかかる未払金は、貸借対照表日付における未払いの償還金額である。

11 受取利息、受取配当金及び関連する未収金

受取利息は、実効金利法を用いて期間按分にて認識され、現金及び現金同等物からの受取利息を含む。受取配当金は、配当金の支払いを受領する権利が確定した時点で認識される。

12 租税

本トラストは、ケイマン諸島政府から2063年12月2日まで現地における一切の所得、利益及びキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点でケイマン諸島においてこれらに対する課税はない。

シリーズ・トラストは現在、特定の国において投資収益及びキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課されている。その場合の収益及びキャピタル・ゲインは包括利益計算書において源泉徴収税を含めた総額で計上される。源泉徴収税は包括利益計算書において個別項目として表示される。

2017年3月31日及び2018年3月31日に終了した年度において、以下の税金を支払った。

	2018年	2017年
配当にかかる源泉徴収税	6,726,349円	6,737,351円

シリーズ・トラストはケイマン諸島以外の国々の有価証券にも投資している。これらの国々の多くでは、シリーズ・トラストを含む非居住者はキャピタル・ゲイン税が適用される可能性を税法で定めている。これらのキャピタル・ゲイン税は自己申告することが義務付けられていることから、シリーズ・トラストのブローカーが同様の税を源泉徴収することはない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、外国の税法が、その国の税務当局が一切の事実及び状況を熟知していると仮定して、その国を源泉とするシリーズ・トラストのキャピタル・ゲインに対して租税債務の算出を要求する可能性が高い場合に、シリーズ・トラストが租税債務を認識することが要求されている。

租税債務は、報告年度の末日時点で制定又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて該当する税務当局に支払うと予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資シリーズ・トラストにどのように適用されるかについては、時として不確実性が伴う。そのため租税債務がシリーズ・トラストによって最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。従って、不確実な租税債務の測定に際し、経営陣はその時点で入手できる納税の可能性に影響を及ぼしかねないすべての関連する事実及び状況(税務当局の公式及び非公式の慣行を含む)を考慮する。

2017年3月31日及び2018年3月31日現在、受託会社はシリーズ・トラストの財務諸表において未認識の税制上の優遇に対して計上すべき債務はないと判断した。これは受託会社の最善の見積りである一方で、シリーズ・トラストが得たキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が税の徴収を試みるリスクは残る。税の徴収は事前通告なしに、恐らく遡及的に行われる可能性があり、シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

13 取引費用

取引費用は、公正価値で測定される金融資産又は金融負債の取得又は処分により生じるコストである。取引費用は、発生時に、包括利益計算書で費用として直ちに認識される。2017年3月31日に終了した年度及び2018年3月31日に終了した年度において、シリーズ・トラストはそれぞれ433,301円及び354,681円の取引費用を計上した。

[前へ](#) [次へ](#)

2 ファンドの現況
純資産額計算書
(2019年1月末現在)

米国リート・アルファ・カルテット(毎月分配型)

資産総額	411,066,684	円
負債総額	1,329,485	円
純資産総額(-)	409,737,199	円
発行済数量	855,266,593	口
1単位当り純資産額(/)	0.4791	円

(参考) マネー・マネジメント・マザーファンド

資産総額	37,686,398	円
負債総額	183	円
純資産総額(-)	37,686,215	円
発行済数量	37,714,167	口
1単位当り純資産額(/)	0.9993	円

[前へ](#)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（2019年4月1日現在（予定））

（以下略）

< 訂正後 >

（2019年4月1日現在）

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

委託会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2019年1月31日現在における三井住友アセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	461	5,697,482,455,782
単位型株式投資信託	92	474,652,949,632
追加型公社債投資信託	1	28,708,114,745
単位型公社債投資信託	112	297,559,017,761
合 計	666	6,498,402,537,920

（ご参考）

2019年1月31日現在における大和住銀投信投資顧問株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	306	2,935,345,882,278
単位型株式投資信託	21	61,052,877,832
追加型公社債投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	74	257,921,999,681

合 計	401	3,254,320,759,791
-----	-----	-------------------

3 委託会社等の経理状況

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(以下略)

< 訂正後 >

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

(以下略)

5 その他

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

(以下略)

b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行う予定です。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(以下略)

< 訂正後 >

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

(以下略)

b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

(以下略)

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要 >

- ・ 資本金：51,000百万円（2018年9月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	
株式会社SBI証券	48,323	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
立花証券株式会社	6,695	
楽天証券株式会社	7,495	
丸八証券株式会社	3,751	

3 資本関係

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書

平成31年2月8日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）の平成30年7月5日から平成31年1月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）の平成31年1月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。